

令和 8 年度誹謗中傷等からアスリート等を守ることを含めたスポーツ・インテグリティの向上  
に関する法務等支援事業に係る「広報・啓発」公募要領

1. JOC 会計処理規程第 34 条により、プロポーザル方式契約とし、企画競争を実施する。

2. 企画競争に付する事項

(1) JOC 及び JPSA が共同で実施する、誹謗中傷等からアスリート等を守ることを含めたスポーツ・インテグリティの向上に関する法務等支援事業（以下「本事業」という。）のうち、「広報・啓発」に関する施策（以下「本施策」という。）

(2) 本施策の趣旨

現在、アスリートを取り巻く環境は大きく変化しており、SNS 上での誹謗中傷やプライバシー侵害など、アスリートの尊厳や安全に関わる課題が顕在化している。これらへの対策は急務であり、本事業の周知および社会的理解の醸成に向けた広報・啓発の取組が重要となっている。

令和 8 年度においては、愛知・名古屋 2026 アジア・アジアパラ競技大会を契機とした広報展開に加え、ロサンゼルス 2028 大会も見据えた中長期的な発信が求められる。

また、令和 7 年度に策定した既存コンセプトである「その道のりに、賞賛を」及び「STOP 誹謗中傷」（以下「既存コンセプト」という。）の活用や誹謗中傷行為に係る法的・社会的リスクに関する啓発等を含む発信内容の工夫、代替コンテンツの制作、アスリートを起用した施策等を通じ、単なる認知向上にとどまらない社会的な行動変容の促進を図る必要がある。

(3) 施策の内容

令和 8 年度における本事業のコンセプト（以下「新コンセプト」という。）の策定、当該コンセプトに基づく広報・啓発活動。なお、事業の継続性の観点から、令和 8 年度においても既存コンセプト（特に「その道のりに、賞賛を」）を活用するものとする。そのため、新コンセプトと既存コンセプトを組み合わせた広報・啓発活動を行うこと、又は、既存コンセプトを新コンセプトとして続用することを含め、本事業の目的達成に資する広報・啓発活動の内容を提案すること。

その際、発信内容・メッセージ設計として、誹謗中傷行為に対する抑止効果の向上を図る観点から、誹謗中傷行為が法的責任や社会的影響を伴い得ることに関する啓発、既存コンセプトを活用した発信内容の工夫、代替コンテンツの活用等を通じ、行動変容に働きかける提案を行うこと。

また、施策の実効性向上を図る観点から、愛知・名古屋 2026 アジア・アジアパラ競技大会も見据え、SNS 利用者層等を含む対象層の明確化を行うとともに、事前・事後比較、アンケート調査その他の効果検証手法を活用し、施策効果の可視化・検証を行う提案とすること。

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条

中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) JOC から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 4. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

#### 5. 企画提案書の提出方法等

##### (1) 企画提案書の提出方法

企画提案書は、以下の事項を含めるものとし、提出期限までに全てを合せて持参提出すること。

- 本事業に沿ったコンセプト案
- 当該コンセプトに基づく広報・啓発活動の案
- (もしあれば) 本事業の広報・啓発のための映像コンテンツ案
- 本施策に関連するこれまでの実績
- 見積書

##### (2) 企画提案書の提出期限等

提出期限；2026 年 5 月 25 日（月）17 時必着（予定）

提出先；JOC 事務局強化部

#### 6. 選定方法等

##### (1) 審査方法

提出された企画提案書に則り、JOC 及び JPSA 事務局等にて決定する。

##### (2) 審査基準

JOC 及び JPSA 内で別途定める審査基準に従う。

##### (3) 選定結果の通知

選定終了後、1 週間以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

#### 7. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとし、契約金の額については、企画提案書の内容を勘案して決定するので、契約予定者が提示した金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。なお、両者の合意が得られ次第契約書の取り交わしをするものとする。なお、本施策に係る契約金額の上限は 7,000 万円程度（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 8. スケジュール

- (1) 公 募 開 始 ; 2026 年 5 月 18 日 (月)
- (2) 企画提案書提出期限; 2026 年 5 月 25 日 (月) 17 時必着
- (3) 審査; 2026 年 6 月 1 日 (月) 迄
- (4) 請負会社の決定、契約締結; 2026 年 6 月初旬 (予定)
- (5) 契約期間; 契約締結日から事業が終了するまで

## 9. その他

本事業にあたっては、本事業公募要領、JOC 及び JPSA の会計処理規程、別に定める規程を順守すること。

## 10. 参考資料

- (1) 誹謗中傷等からアスリートを守るための法務等支援事業 (スポーツ庁)
- (2) 事業目的資料 (JOC・JPSA 作成)

### 〈本件担当者〉

公益財団法人 日本オリンピック委員会 強化部

住所; 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JSOS13 階 〒160-0031

E-mail; [h-takeshita@joc.or.jp](mailto:h-takeshita@joc.or.jp) (竹下)、[s-kudo@joc.or.jp](mailto:s-kudo@joc.or.jp) (工藤)